

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年10月7日

【事業年度】 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日

【会社名】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
(BPCE S.A.)

【代表者の役職氏名】 ローランド・シャボンネル
(Roland Charbonnel)
資金調達・投資家向け広報部門 取締役
(Director of Group Funding and Investor Relations
Department)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市75013ピエール・マンデス = フランス通り
50番地
(50 avenue Pierre Mendès-France
75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅 津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 永 井 亮
同 乙 黒 亮 祐
同 石 川 皓 一
同 中 川 祥 汰

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

1 【提出理由】

2019年6月14日に提出致しました有価証券報告書に訂正すべき箇所がありますので、これを訂正するため、訂正報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

第2【企業の概況】

2【沿革】

(1) 発行会社の沿革

BPCE

<訂正前>

(前略)

BPCEの主要子会社(70.7825%⁽¹⁾をBPCEが所有する上場企業であるナティクスを含む。)は、以下の三つの主要な事業部門を中心に編成されている。

- ・ 「リテール銀行業務・保険業務」部門：同部門には、クレディ・フォンシエ、バンク・パラティーヌ、BPCE アンテルナショナルおよびナティクスの保険業務が含まれる。
- ・ 「コーポレート&投資銀行業務」部門
- ・ 「アセット&ウェルス・マネージメント」部門

グループBPCEの金融機能についてBPCEが特に責任を負っているのは、余剰資金の集中管理、グループBPCEの業務展開および資金調達上必要な金融取引の執行およびグループ全体の利益に係る取引における最適なカウンターパーティーの選択などである。BPCEは、グループBPCEの他の企業に対するバンキング・サービスも提供している。

(1) ナティクスが保有する自己株式考慮後では70.70%の株式を保有する。

<訂正後>

(前略)

BPCEの主要子会社(70.78%をBPCEが所有する上場企業であるナティクスを含む。)は、以下の三つの主要な事業部門を中心に編成されている。

- ・ 「リテール銀行業務・保険業務」部門：同部門には、クレディ・フォンシエ、バンク・パラティーヌ、BPCE アンテルナショナルおよびナティクスの保険業務が含まれる。
- ・ 「コーポレート&投資銀行業務」部門
- ・ 「アセット&ウェルス・マネージメント」部門

グループBPCEの金融機能についてBPCEが特に責任を負っているのは、余剰資金の集中管理、グループBPCEの業務展開および資金調達上必要な金融取引の執行およびグループ全体の利益に係る取引における最適なカウンターパーティーの選択などである。BPCEは、グループBPCEの他の企業に対するバンキング・サービスも提供している。

3【事業の内容】

(3) グループBPCEの事業

3(3).1 リテール・バンキングおよび保険事業

個人顧客

<訂正前>

(前略)

インターネットユーザーからモバイルバンキングアプリの第3位に選ばれたケス・デパーニュ(貯蓄銀行)は、完全モバイル型デジタル銀行取引サービスであるエンジョイを開始した。これは、毎月2ユーロで1口座とデビットカードが利用可能であるほか、エンジョイのアドバイザーのガイダンスを受けながら融資、貯蓄および保険ソリューションが利用可能となっている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

インターネットユーザーからモバイルバンキングアプリの第3位に選ばれたケス・デパーニュ(貯蓄銀行)は、完全モバイル型デジタル銀行取引サービスであるエンジョイを2018年度に開始した。これは、毎月2ユーロで1口座とデビットカードが利用可能であるほか、エンジョイのアドバイザーのガイダンスを受けながら融資、貯蓄および保険ソリューションが利用可能となっている。

(後略)

第3【事業の状況】

2【事業等のリスク】

(2) リスク・マネジメント

2(2).1 資本の管理および適正自己資本

2(2).1.1 規制の枠組み

< 訂正前 >

(前略)

- ・ バーゼル 規定の漸進的な取り込み
 - 新規則により、特にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する持分金融商品および債券の未実現キャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスに関する健全性フィルターが多くが撤廃された。この撤廃は徐々に実施され、毎年20%ずつ普通株式等Tier-1資本が増加する。したがって、2018年1月1日以降、未実現キャピタル・ゲインの全額が含まれている。なお、未実現のキャピタル・ロスは、2014年以降含まれている。
 - 2016年3月14日付ECB規則(EU)第2016/445号第14条および第15条に従い、ソブリン債の未実現キャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスは、もはや適用除外の対象ではない。2018年1月1日以降、これらは全額控除されている。
 - 制限または除外された非支配持分割合は、2014年以降毎年漸次20%ずつ各資本階層から控除されており、2018年1月1日以降、これらは全額控除されている。
 - 将来の収益性に依存する、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産(DTA)は、2015年以降漸次10%ずつ控除されている。2016年3月14日付ECB規則(EU)第2016/445号第19条に従い、繰延税金資産は、2018年には80%控除され、2019年には全額控除される。
 - 将来の収益性に依存する、一時差異から生じるDTAは、10%超の資本持分に係る共通積立額を超える部分につき、2014年以降漸次20%ずつ控除されている(2018年1月以降、全額控除されている。)。2017年は、残りの20%は依然CRD に従って計上されており、かかる積立額により補填された項目は250%で加重された。
 - 10%超の資本持分において保有される普通株式等Tier-1証券は、2018年1月1日以降、全額控除される。前段落で言及した繰延税金資産に適用される、積立額を超える部分の残額は、前段落と同じ方法で控除される。かかる積立額により補填された項目は250%で加重された。

< 訂正後 >

(前略)

- ・ バーゼル 規定の漸進的な取り込み
 - 新規則により、特にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する持分金融商品および債券の未実現キャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスに関する健全性フィルターが多くが撤廃された。この撤廃は徐々に実施され、毎年20%ずつ普通株式等Tier-1資本が増加する。したがって、2018年1月1日以降、未実現キャピタル・ゲインの全額が含まれている。なお、未実現のキャピタル・ロスは、2014年以降含まれている。

- 2016年3月14日付ECB規則(EU)第2016/445号第14条および第15条に従い、ソブリン債の未実現キャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスは、もはや適用除外の対象ではない。2018年1月1日以降、これらは全額控除されている。
- 制限または除外された非支配持分割合は、2014年以降毎年漸次20%ずつ各資本階層から控除されており、2018年1月1日以降、これらは全額控除されている。
- 将来の収益性に依存する、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産(DTA)は、2015年以降漸次10%ずつ控除されている。2016年3月14日付ECB規則(EU)第2016/445号第19条に従い、繰延税金資産は、2018年1月1日以降には80%控除されており、2019年には全額控除される。
- 将来の収益性に依存する、一時差異から生じるDTAは、10%超の資本持分に係る共通積立額を超える部分につき、2014年以降漸次20%ずつ控除されている(2018年1月以降、全額控除されている。)。2017年は、残りの20%は依然CRDに従って計上されており、かかる積立額により補填された項目は250%で加重された。
- 10%超の資本持分において保有される普通株式等Tier-1証券は、2018年1月1日以降、全額控除される。前段落で言及した繰延税金資産に適用される、積立額を超える部分の残額は、前段落と同じ方法で控除されている。かかる積立額により補填された項目は250%で加重された。

(後略)

2(2).1.4 規制目的上の自己資本要件およびリスク加重資産

<訂正前>

(前略)

保険子会社 百万ユーロ	Siren	バリュー・ アット・ リスク (VaR)	RWA額
プレパール・ビー	323087379	322	1,192
コファス	552069791	644	1,866
プレパールIARD	343158036	33	122
BPCEアシュランス	350663860	449	1,661
ムラセフ	324154863	55	204
CNPアシュランシズ	341737062	2,430	7,048
BPCEビー	349004341	1,753	6,487
BPCEプレヴォワイヤンス	352259717	57	213
BPCE IARD	401380472	87	321
スラスール	484066980	80	295
ネクスジェン	200343668	10	36

(後略)

<訂正後>

(前略)

保険会社における非控除参加者

保険子会社 百万ユーロ	Siren	バリュー・ アット・ リスク (VaR)	RWA額
プレパール・ビー	323087379	322	1,192
コファス	552069791	644	1,866
プレパールIARD	343158036	33	122
BPCEアシュランス	350663860	449	1,661
ムラセフ	324154863	55	204
CNPアシュランシズ	341737062	2,430	7,048
BPCEビー	349004341	1,753	6,487
BPCEプレヴォワイヤンス	352259717	57	213
BPCE IARD	401380472	87	321
スラスール	484066980	80	295
ネクスジェン	200343668	10	36

(後略)

[次へ](#)

2(2).3.2 リスク測定および内部格付

現行の状況

拡大当行グループが使用する標準的手法およびIRB手法の範囲

< 訂正前 >

顧客セグメント	ボピュレール銀行 のネットワーク	ケス・デパーニュ (貯蓄銀行) のネットワーク	クレディ・フォンシ エノバンク・パラ ティーンヌ/BPCEアン テルナシヨナル	ナティクシス	BPCE S.A. グループ
		(中略)			
法人(収益 > 3百万ユーロ)	F-IRB / 標準的手法	F-IRB / 標準的手法	標準的手法	A-IRB	標準的手法
	(後略)				

< 訂正後 >

顧客セグメント	ボピュレール銀行 のネットワーク	ケス・デパーニュ (貯蓄銀行) のネットワーク	クレディ・フォンシ エノバンク・パラ ティーンヌ/BPCEアン テルナシヨナル	ナティクシス	BPCE S.A. グループ
		(中略)			
法人(収益 > 3百万ユーロ)	F-IRB / 標準的手法	F-IRB / 標準的手法	標準的手法	A-IRB / 標準的手法	標準的手法
	(後略)				

TRIM - プロフェッショナル・リテール・エクスポージャー

<訂正前>

「プロフェッショナル・リテール・エクスポージャー」：TRIMは、2017年9月から2017年12月にかけて現地で行われ、プロフェッショナル顧客セグメントのリテール・エクスポージャーに対する債務不履行発生率（PD）モデルをカバーした。ポピュラー銀行のネットワーク、ケス・デパーニュのネットワークおよびナティクスもこの検討の対象であった。注：PDスケールの測定の重大な変更が要求された。最終決定書において、ECBIは、監査範囲全体に対するPDモデルの使用を検証し、PDスケールの測定における重大な変更を確認した。

<訂正後>

「プロフェッショナル・リテール・エクスポージャー」：TRIMは、2017年9月から2017年12月にかけて現地で行われ、プロフェッショナル顧客セグメントのリテール・エクスポージャーに対する債務不履行発生率（PD）モデルをカバーした。ポピュラー銀行のネットワーク、ケス・デパーニュのネットワークおよびナティクスもこの検討の対象であった。注：PDスケールの測定の重大な変更が要求された。最終決定書において、ECBIは、監査範囲全体に対するPDモデルの使用を検証し、PDスケールの測定における重大な変更を確認した。

TRIM - リテール・エクスポージャー

<訂正前>

「リテール・エクスポージャー」：TRIMは、2018年2月から2018年5月にかけて行われ、個人顧客を対象としたリテール・エクスポージャーの債務不履行発生率（PD）モデルならびにすべてのリテール・エクスポージャー（プロフェッショナル及び個人顧客）に対するデフォルト時エクスポージャー（EAD）およびデフォルト時損失（LGD）モデルをカバーした。ポピュラー銀行およびケス・デパーニュのネットワークおよびナティクスもこの検討の対象であった。注：LGDおよびEADモデルの重大な変更が要求された。最終決定書において、ECBIは、監査範囲全体に対するPD、LGDおよびEADモデルの使用を検証し、LGDおよびEADモデルの重大な変更を確認した。

<訂正後>

「リテール・エクスポージャー」：TRIMは、2018年2月から2018年5月にかけて行われ、個人顧客を対象としたリテール・エクスポージャーの債務不履行発生率（PD）モデルならびにすべてのリテール・エクスポージャー（プロフェッショナル及び個人顧客）に対するデフォルト時エクスポージャー（EAD）およびデフォルト時損失（LGD）モデルをカバーした。ポピュラー銀行およびケス・デパーニュのネットワークもこの検討の対象であった。注：LGDおよびEADモデルの重大な変更が要求された。最終決定書において、ECBIは、監査範囲全体に対するPD、LGDおよびEADモデルの使用を検証し、LGDおよびEADモデルの重大な変更を確認した。

2(2).3.4 量的開示引当金および減損

<訂正前>

(前略)

リテール・バンキングおよび保険では、リスクコストは対前年同期比で3%減少した。2018年度のポピュラー銀行傘下銀行のリスクコストは23ベシス・ポイント（2017年度と比べ横ばい）であった。これに対

し、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）は15ベシス・ポイント（こちらも横ばい）であった。両ネットワーク
のこの変動は、個別引当金が減少したことを反映したものである。

（後略）

<訂正後>

（前略）

リテール・バンキングおよび保険では、リスクコストは対前年同期比で3%減少した。2018年度のポピュ
レール銀行傘下銀行のリスクコストは23ベシス・ポイント（2017年度と比べ横ばい）であった。これに対
し、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）は15ベシス・ポイント（こちらも横ばい）であった。

（後略）

2(2).5.2 グループBPCEにおける証券化の管理

<訂正前>

（前略）

このEADの減少は、主に以下に起因するものと考えられる。

- ・ ナティクシスのロールアウト計画（プラス1.8十億ユーロ）を構成する事業ライン、ならびに特にスポン
サーおよびオリジネ - ション
- ・ BCPE S.A.グループのワークアウト・ポートフォリオを構成するエクスポージャーの減少（マイナス1.1十
億ユーロ）

（後略）

<訂正後>

（前略）

このEADの増加は、主に以下に起因するものと考えられる。

- ・ ナティクシスのロールアウト計画（プラス1.8十億ユーロ）を構成する事業ライン、ならびに特にスポン
サーおよびオリジネ - ション
- ・ BCPE S.A.グループのワークアウト・ポートフォリオを構成するエクスポージャーの減少（マイナス1.1十
億ユーロ）

（後略）

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

3(3)【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

3(3).3 グループBPCE

グループBPCEの財務データ

3(3).3.4 リテール・バンキングおよび保険⁽¹⁾ポピュレール銀行傘下銀行

<訂正前>

ポピュレール銀行のネットワークは、その顧客基盤の拡大および顧客基盤に対する継続した商品およびサービスの販売を利用して、厳しい経済環境の中で堅調な販売活動を維持した。ポピュレール銀行傘下銀行は、その個人顧客基盤の2.5%増（または銀行商品・サービスを利用する顧客の2.5%増）、法人顧客基盤の3.9%増およびプロ顧客基盤の0.6%増を計上した。

<訂正後>

ポピュレール銀行のネットワークは、その顧客基盤の拡大および顧客基盤に対する継続した商品およびサービスの販売を利用して、厳しい経済環境の中で堅調な販売活動を維持した。ポピュレール銀行傘下銀行は、その個人顧客基盤の2.5%増（うち銀行商品・サービスを利用する顧客の増加は3.4%）、法人顧客基盤の3.9%増およびプロ顧客基盤の0.6%増を計上した。

引き続き競争が激しい環境における好調な販売モメンタムに牽引されたオン・バランスシートの預金および貯蓄：4.1%増（集約型貯蓄を除く。）

<訂正前>

ポピュレール銀行傘下銀行は、引き続き非常に競争が激しい経済環境において、相対的に多額の流入を計上した。オン・バランスシート⁽¹⁾の預金および貯蓄（集約型貯蓄を除く。）は、4.1%増の184.4十億ユーロとなった。オフ・バランスシートの預金および貯蓄は、生命保険の運用資産のわずかな改善（0.8十億ユーロ増、すなわち1.6%増）ではUCITSの4.2十億ユーロ減（24.9%減）を相殺することができずに、2018年度末現在70.0十億ユーロ（4.9%減）となった。

（中略）

プロ顧客、法人顧客および機関投資家顧客もオン・バランスシートの預金および貯蓄の増加に大きく寄与したが、主として要求払預金（2018年度末現在7.6%増（すなわち4.3十億ユーロ増）の60.3十億ユーロ）に関するものであった一方で、定期預金は横ばいとなった（200百万ユーロ増の24.1十億ユーロ、すなわち0.8%増）。

<訂正後>

ポピュレール銀行傘下銀行は、引き続き非常に競争が激しい経済環境において、相対的に多額の流入を計上した。オン・バランスシートの預金および貯蓄（集約型貯蓄を除く。）は、4.1%増の184.4十億ユーロとなった。オフ・バランスシートの預金および貯蓄は、生命保険の運用資産のわずかな改善（0.8十億ユーロ増、すなわち1.6%増）ではUCITSの4.2十億ユーロ減（24.9%減）を相殺することができずに、2018年度末現在70.0十億ユーロ（4.9%減）となった。

(中略)

プロ顧客、法人顧客および機関投資家顧客もオン・バランスシートの預金および貯蓄の増加に大きく寄与したが、主として要求払預金(2018年度末現在7.6%増(すなわち4.3十億ユーロ増)の60.6十億ユーロ)に関するものであった一方で、定期預金は横ばいとなった(200百万ユーロ増の24.1十億ユーロ、すなわち0.8%増)。

財務成績

<訂正前>

(前略)

報酬および手数料は、すべての区分によって牽引されて、わずかに増加した(試算ベースで2017年度比18百万ユーロ増、0.7%増)。口座管理手数料は、銀行浸透率の大幅増、非接触型の決済の急速な発展および小規模小売業者との契約増加を反映して、わずかに増加し(4.0百万ユーロ増、すなわち0.4%増)、支払手段に関する手数料も同様であった(5.7百万ユーロ増、すなわち1.5%増)。オフ・バランスシートの預金および貯蓄に関する手数料は、大幅に増加したが(34.8百万ユーロ増、すなわち9.0%増)、これは主として、生命保険手数料の増加によるものである。貸付手数料は、違約金としての期限前返済手数料の急速な減少(61.9百万ユーロ減、すなわち7.3%減)により減少した(37.8百万ユーロ減、すなわち7.3%減)。違約金としての期限前返済手数料について修正再表示すると、貸付手数料は、支払保証保険手数料の増加(29.5百万ユーロ増、すなわち13.2%増)および2017年度との比較による影響を要因として、大幅に増加した(24.1百万ユーロ増、すなわち6.5%増)。

(後略)

<訂正後>

(前略)

報酬および手数料は、すべての区分によって牽引されて、わずかに増加した(試算ベースで2017年度比18百万ユーロ増、0.7%増)。口座管理手数料は、銀行浸透率の大幅増、非接触型の決済の急速な発展および小規模小売業者との契約増加を反映して、わずかに増加し(4.0百万ユーロ増、すなわち0.4%増)、支払手段に関する手数料も同様であった(5.7百万ユーロ増、すなわち1.5%増)。オフ・バランスシートの預金および貯蓄に関する手数料は、大幅に増加したが(34.8百万ユーロ増、すなわち9.0%増)、これは主として、生命保険手数料の増加(36.0百万ユーロ増、すなわち12.1%増)によるものである。貸付手数料は、違約金としての期限前返済手数料の急速な減少(61.9百万ユーロ減、すなわち42.8%減)により減少した(37.8百万ユーロ減、すなわち7.3%減)。違約金としての期限前返済手数料について修正再表示すると、貸付手数料は、支払保証保険手数料の増加(29.5百万ユーロ増、すなわち13.2%増)および2017年度との比較による影響を要因として、大幅に増加した(24.1百万ユーロ増、すなわち6.5%増)。

(後略)

ケス・デバーニュ(貯蓄銀行)

財務成績

<訂正前>

(前略)

報酬および手数料は、顧客基盤に販売されるバンキング商品の増加およびハイエンド顧客を魅了するように設計されたプログラムに起因する支払手段に関する報酬の大幅な増加（20.5百万ユーロ増、すなわち4.8%増）により2017年度比1.9%増となった。オフ・バランスシートの預金および貯蓄に関する報酬は、生命保険（6.2%増）により4.8%（31.5百万ユーロ）増加した。貸付手数料は、主として、支払保証保険手数料の増加（27.9百万ユーロ増、すなわち7.5%増）により部分的に相殺されたものの、主として違約金としての期限前返済手数料の減少（79.3百万ユーロ減、すなわち37.8%減）により、24百万ユーロ（3.2%）減少した。

（後略）

<訂正後>

（前略）

報酬および手数料は、顧客基盤に販売されるバンキング商品の増加およびハイエンド顧客を魅了するように設計されたプログラムに起因する支払手段に関する報酬の大幅な増加（20.5百万ユーロ増、すなわち4.8%増）により2017年度比1.9%増となった。既存顧客に対するバンキング商品の販売も、口座管理手数料を増加（25.5百万ユーロ、すなわち3.1%増）させた。オフ・バランスシートの預金および貯蓄に関する報酬は、生命保険（6.2%増）により4.8%（31.5百万ユーロ）増加した。貸付手数料は、主として、支払保証保険手数料の増加（27.9百万ユーロ増、すなわち7.5%増）により部分的に相殺されたものの、主として違約金としての期限前返済手数料の減少（79.3百万ユーロ減、すなわち37.8%減）により、24百万ユーロ（3.2%）減少した。

（後略）

保険

<訂正前>

（前略）

ユニット・リンク資産の保険料は、総額3.2十億ユーロ（4%減）となり、総流入額合計の33%を占め、対前年度比2ポイント減となったが、12月末時点で5ポイント市場を上回った。

（後略）

<訂正後>

（前略）

ユニット・リンク資産の保険料は、総額3.2十億ユーロ（4%減）となり、総流入額合計の33%を占め、対前年度比2ポイント減となったが、12月末時点で5ポイント市場を上回った。ユーロファンドに対する流入は総額6.4十億ユーロとなり、3%増加した。

（後略）

BPCEアンテルナショナルおよびバンク・パラティエヌ

<訂正前>

（前略）

なお、バンク・パラティーヌによる当該部の税引前利益への寄与は、2017年度比45.3%減（35百万ユーロ減）の42百万ユーロとなった。銀行業務純収益の3.8%増（12百万ユーロ増）は、主としてIT移行費用（マイナス35百万ユーロ）を要因とする営業費用の22.4%増（マイナス45百万ユーロ）を相殺するには十分ではなかった。

<訂正後>

（前略）

なお、バンク・パラティーヌによる当該部の税引前利益への寄与は、2017年度比45.3%減（35百万ユーロ減）の42百万ユーロとなった。銀行業務純収益の3.8%増（12百万ユーロ増）は、主としてIT移行費用（35百万ユーロ）を要因とする営業費用の22.4%増（45百万ユーロ）を相殺するには十分ではなかった。

3(3).3.5 アセット・アンド・ウェルス・マネジメント

アセット・マネジメント

<訂正前>

2018年12月末現在の運用資産は、実勢為替レートでは2017年12月31日比3%減（恒常為替レートでは6%減）の802.1十億ユーロとなった。これは、為替による好影響（プラス20.4十億ユーロ）により部分的に相殺されたものの、非常に不利な市場の影響（マイナス44.5十億ユーロ）および（程度は小さいが）4.8十億ユーロの範囲効果によるものである。

<訂正後>

2018年12月末現在の運用資産は、実勢為替レートでは2017年12月31日比3%減（恒常為替レートでは6%減）の802.1十億ユーロとなった。これは、為替による好影響（プラス20.4十億ユーロ）により部分的に相殺されたものの、非常に不利な市場の影響（44.5十億ユーロ）および（程度は小さいが）マイナス4.8十億ユーロの範囲効果⁽¹⁾によるものである。

⁽¹⁾ 2018年の影響：MVクレジットの買収（プラス1.7十億ユーロ）及びVega IMの処分（マイナス6.5十億ユーロ）。

第6【経理の状況】

1【財務書類】

(1) BPCE S.A.グループのIFRS連結財務書類2018年12月31日現在

5.3 BPCE S.A.グループのIFRS連結財務書類 2018年12月31日現在

5.3.5 連結キャッシュ・フロー計算書

<訂正前>

	2018事業年度		2017事業年度	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
(中略)				
当座勘定貸越残高 ⁽³⁾	6,411	788,489	8,022	986,626
(後略)				

<訂正後>

	2018事業年度		2017事業年度	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
(中略)				
当座勘定貸越残高 ⁽³⁾	6,441	792,179	8,022	986,626
(後略)				

5.3.6 IFRS第9号の初度適用

2. IAS第39号およびIFRS第9号間の資産・負債区分別再分類の概要

金融負債

<訂正前>

IAS第39号に準拠した金融負債	IFRS第9号に準拠した区分	注記	2018年1月1日	
			IAS第39号に準拠した帳簿価額	IFRS第9号に準拠した帳簿価額
			(百万ユーロ)	(百万ユーロ)
(中略)				
	未払費用およびその他の負債		42,374	19,356
	純損益を通じて公正価値で測定する金融負債			11,628
(後略)				

<訂正後>

IAS第39号に準拠した金融負債	IFRS第9号に準拠した区分	注記	2018年1月1日	
			IAS第39号に準拠した帳簿価額	IFRS第9号に準拠した帳簿価額
			(百万ユーロ)	(百万ユーロ)
(中略)				
	未払費用およびその他の資産		42,374	19,356
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			11,628
(後略)				

5.3.7 BPCE S.A.グループの財務書類に対する注記

注記1 一般的背景

1.4 後発事象

バンク・ドゥ・タイティおよびバンク・ドゥ・ヌーベル=カレドニの売却

<訂正前>

2019年2月8日にBPCEの監査役会およびケス・デパーニュ・イル=ドゥ=フランスの運営および監査役会は、バンク・ドゥ・タイティおよびバンク・ドゥ・ヌーベル=カレドニならびに一部の貸付金ポートフォリオをケス・デパーニュ・イル=ドゥ=フランスに売却することを承認した。

(後略)

<訂正後>

2019年2月8日にBPCEの取締役会およびケス・デパーニュ・イル=ドゥ=フランスの運営および監査役会は、バンク・ドゥ・タイティおよびバンク・ドゥ・ヌーベル=カレドニならびに一部の貸付金ポートフォリオをケス・デパーニュ・イル=ドゥ=フランスに売却することを承認した。

(後略)

[次へ](#)

注記5 貸借対照表に対する注記

5.2 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

5.2.2 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融負債および信用リスク

< 訂正前 >

(前略)

	2018年12月31日			2018年1月1日		
	公正価値	契約上の満期日に支払うべき金額	帳簿価額と契約上の満期日に支払うべき金額との差額	公正価値	契約上の満期日に支払うべき金額	帳簿価額と契約上の満期日に支払うべき金額との差額
百万ユーロ						

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

	2018年12月31日			2018年1月1日		
	帳簿価額	契約上の満期日に支払うべき金額	帳簿価額と契約上の満期日に支払うべき金額との差額	帳簿価額	契約上の満期日に支払うべき金額	帳簿価額と契約上の満期日に支払うべき金額との差額
百万ユーロ						

(後略)

キャッシュ・フロー・ヘッジ

< 訂正前 >

百万ユーロ	2018年12月31日			
	ヘッジ目的デリバティブの公正価値	うち期日未到来のヘッジの有効部分	うち非有効部分	期日到来の未認識のヘッジ残高
	(中略)			
キャッシュ・フロー・ヘッジ合計	(369)	(3845)	17	57

(後略)

< 訂正後 >

百万ユーロ	2018年12月31日			
	ヘッジ目的デリバティブの公正価値	うち期日未到来のヘッジの有効部分	うち非有効部分	期日到来の未認識のヘッジ残高
	(中略)			
キャッシュ・フロー・ヘッジ合計	(369)	(385)	17	57

(後略)

5.7 売却目的で保有する非流動資産および関連する負債

< 訂正前 >

会計原則

非流動資産の売却が決定され、12ヵ月以内に売却する可能性が高い場合は、当該資産は貸借対照表の「売却目的で保有する非流動資産」の勘定科目に独立して表示する。同資産に関連する負債も「売却目的で保有する非流動資産に関連する負債」の勘定科目に独立して表示する。

上記区分に分類された非流動資産は、減価償却 / 償却されなくなり、帳簿価額または公正価値から売却費用を控除した価額のいずれか低い方で測定される。金融商品は引続きIFRS第9号に従い測定される。

非流動資産（または資産グループ）の帳簿価額が売却取引により回収される場合、当該非流動資産は売却目的保有とされる。当該資産（または資産グループ）は即座に売却することが可能でなければならず、かつ当該売却が今後12ヵ月以内に完了する可能性が非常に高くなければならない。

(後略)

< 訂正後 >

会計原則

非流動資産の売却が決定され、12ヵ月以内に売却する可能性が高い場合は、当該資産は貸借対照表の「売却目的で保有する非流動資産」の勘定科目に独立して表示する。同資産に関連する負債も「売却目的で保有する非流動資産に関連する負債」の勘定科目に独立して表示する。

上記区分に分類された非流動資産は、減価償却 / 償却されなくなり、帳簿価額または公正価値から売却費用を控除した価額のいずれか低い方で測定される。金融商品は引続きIFRS第9号に従い測定される。

非流動資産（または資産グループ）の帳簿価額が売却取引により回収される場合、当該非流動資産は売却目的保有とされる。当該資産（または資産グループ）は即座に売却することが可能でなければならず、かつ当該売却が今後12ヵ月以内に完了する可能性が非常に高くなければならない。

(後略)

5.9 有形固定資産および無形資産

< 訂正前 >

会計原則

(前略)

事業用有形固定資産および無形資産のうちファイナンス・リースで調達されているものの会計処理は注記4.9に記載している。
オペレーティング・リースにより賃貸している設備（BPCE S.A.グループが賃手）は、貸借対照表の有形固定資産の項目に計上される。

<訂正後>

会計原則

(前略)

事業用有形固定資産および無形資産のうちファイナンス・リースで調達されているものの会計処理は注記12.2に記載している。
オペレーティング・リースにより賃貸している設備（BPCE S.A.グループが賃手）は、貸借対照表の有形固定資産の項目に計上される。

注記7 リスク・エクスポージャー

<訂正前>

資本管理および自己資本規制比率に関する情報は、「リスク管理」の項（訳者注：本書の第3の4「事業等のリスク」）に記載されている。

支払延滞の金融資産および財政難による条件緩和についての情報は、本国届出書類第3章「リスク管理」の「信用リスク」の項（訳者注：本書の第3の4「事業等のリスク」）に記載されている。

流動性リスクに関する情報（金融資産および負債ならびにコミットメントの約定満期日の到来状況）は、本国届出書類第3章「リスク管理」の「流動性、金利および為替リスク」の項（訳者注：本書の第3の4「事業等のリスク」）に記載されている。

<訂正後>

資本管理および自己資本規制比率に関する情報は、「リスク管理」の項（訳者注：本書の第3の2「事業等のリスク」）に記載されている。

支払延滞の金融資産および財政難による条件緩和についての情報は、本国届出書類第3章「リスク管理」の「信用リスク」の項（訳者注：本書の第3の2「事業等のリスク」）に記載されている。

流動性リスクに関する情報（金融資産および負債ならびにコミットメントの約定満期日の到来状況）は、本国届出書類第3章「リスク管理」の「流動性、金利および為替リスク」の項（訳者注：本書の第3の2「事業等のリスク」）に記載されている。

7.1 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

<訂正前>

(前略)

IFRS第7号により要求されるリスク管理に関する一定の開示はリスク管理報告書（訳者注：本書第3の4「事業等のリスク」）でも提供している。これらは以下を含む。

(後略)

<訂正後>

(前略)

IFRS第7号により要求されるリスク管理に関する一定の開示はリスク管理報告書（訳者注：本書第3の2「事業等のリスク」）でも提供している。これらは以下を含む。

(後略)

7.4 流動性リスク

< 訂正前 >

(前略)

IFRS第7号で要求されている流動性リスクの管理に関する開示は、本国届出書類第3章「リスク管理 - 流動性、金利および為替リスク」(訳者注:本書の第3の4「事業等のリスク」)に記載されている。

< 訂正後 >

(前略)

IFRS第7号で要求されている流動性リスクの管理に関する開示は、本国届出書類第3章「リスク管理 - 流動性、金利および為替リスク」(訳者注:本書の第3の2「事業等のリスク」)に記載されている。

注記8 従業員給付および類似のもの

< 訂正前 >

(前略)

当期費用に計上された確定給付制度費用に含まれるのは、当期勤務費用（当期中に受益者が獲得した権利に相当）、過去勤務費用（制度の変更または減額に伴う年金数理計算上の負債の再評価差額金）、純利息費用（制度資産から稼得される利息収益分について年金債務純額を割引前に戻して計算）および年金資産の減少による損失の影響である。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

当期費用に計上された確定給付制度費用に含まれるのは、当期勤務費用（当期中に受益者が獲得した権利に相当）、過去勤務費用（制度の変更または減額に伴う年金数理計算上の負債の再評価差額金）、純利息費用（制度資産から稼得される利息収益分について年金債務純額を割引前に戻して計算）および制度の清算の影響である。

(後略)

注記9 保険業務

< 訂正前 >

(前略)

2017年11月3日に欧州委員会は、IFRS第4号の修正「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」を金融コングロマリットのための特定規定とともに採用し、2018年1月1日付で適用することとした。

金融コングロマリットであるグループBPCEは、IAS第39号を引き続き適用するという当該規定のグループBPCEの保険事業への適用を選択した。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

2017年11月3日に欧州委員会は、IFRS第4号の修正「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」を金融コングロマリットのための特定規定とともに採用し、2018年1月1日付で適用することとした。2018年11月14日に国際会計基準審議会は、IFRS第17号『保険契約』の実施を、一年延期し2022年1月1日に行うことを決定した。国際会計基準審議会は、IFRS第17号の適用に合わせ、保険会社に対するIFRS第9号の一時的な免除を一年間延期し、2022年1月1日までにすることも決定した。

金融コングロマリットであるグループBPCEは、IAS第39号を引き続き適用するという当該規定のグループBPCEの保険事業への適用を選択した。関係企業は、注記13.4「2018年12月31日現在の連結範囲」に記載されている。

(後略)

9.1.1.4 貸付金および債権

< 訂正前 >

百万ユーロ	2018年12月30日	2018年1月1日
-------	-------------	-----------

(後略)

< 訂正後 >

百万ユーロ	2018年12月31日	2018年1月1日
-------	-------------	-----------

(後略)

[次へ](#)

注記10 金融資産および負債の公正価値

< 訂正前 >

(前略)

次表は主要な観察不能のインプットと該当金融商品における価額の値域を示す。

金融商品の種類	レベル3の金融商品種類を構成する 主要な商品タイプ	使用される評価技法	主要な観察不能なデータ	当該レベル3商品における 観察不能データの価額の 値域
(中略)				
信用デリバティブ	コーラブル・スプレッド・オプションおよび コリドー・コーラブル・スプレッド・オプション	複数イールド・カーブ因子の 代 表モデル	平均回帰インプット	[0 % ; 30 %]
(後略)				

< 訂正後 >

(前略)

次表は主要な観察不能のインプットと該当金融商品における価額の値域を示す。

金融商品の種類	レベル3の金融商品種類を構成する 主要な商品タイプ	使用される評価技法	主要な観察不能なデータ	当該レベル3商品における 観察不能データの価額の 値域
(中略)				
信用デリバティブ	コーラブル・スプレッド・オプションおよび コリドー・コーラブル・スプレッド・オプション	複数イールド・カーブ因子の 代 表モデル	平均回帰スプレッド	[0 % ; 30 %]
(後略)				

3【その他】

(1) グループBPCEのIFRS連結財務書類2018年12月31日現在

5.1 グループBPCEのIFRS連結財務書類 2018年12月31日現在

5.1.6 IFRS第9号の初度適用

2. IAS第39号およびIFRS第9号間の資産・負債区分別再分類の概要

金融負債

<訂正前>

IAS第39号に準拠した金融負債	IFRS第9号に準拠した区分	注記	2018年1月1日	
			IAS第39号に準拠した帳簿価額 (百万ユーロ)	IFRS第9号に準拠した帳簿価額 (百万ユーロ)
(中略)				
	未払費用およびその他の負債		49,431	28,951
	純損益を通じて公正価値で測定する金融負債			8,031
(後略)				

<訂正後>

IAS第39号に準拠した金融負債	IFRS第9号に準拠した区分	注記	2018年1月1日	
			IAS第39号に準拠した帳簿価額 (百万ユーロ)	IFRS第9号に準拠した帳簿価額 (百万ユーロ)
(中略)				
	未払費用およびその他の資産		49,431	28,951
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			8,031
(後略)				

[次へ](#)

注記5 貸借対照表に対する注記**5.2 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債****5.2.2 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債****純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融負債および信用リスク**

< 訂正前 >

(前略)

	2018年12月31日			2018年1月1日		
	公正価値	契約上の満期日に支払うべき金額	帳簿価額と契約上の満期日に支払うべき金額との差額	公正価値	契約上の満期日に支払うべき金額	帳簿価額と契約上の満期日に支払うべき金額との差額
百万ユーロ						

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

	2018年12月31日			2018年1月1日		
	帳簿価額	契約上の満期日に支払うべき金額	帳簿価額と契約上の満期日に支払うべき金額との差額	帳簿価額	契約上の満期日に支払うべき金額	帳簿価額と契約上の満期日に支払うべき金額との差額
百万ユーロ						

(後略)

5.7 売却目的で保有する非流動資産および関連する負債

< 訂正前 >

会計原則

非流動資産の売却が決定され、12ヵ月以内に売却する可能性が高い場合は、当該資産は貸借対照表の「売却目的で保有する非流動資産」の勘定科目に独立して表示する。同資産に関連する負債も「売却目的で保有する非流動資産に関連する負債」の勘定科目に独立して表示する。

上記区分に分類された非流動資産は、減価償却 / 償却されなくなり、帳簿価額または公正価値から売却費用を控除した価額のいずれか低い方で測定される。金融商品は引続きIFRS第9号に従い測定される。

非流動資産（または資産グループ）の帳簿価額が売却取引により回収される場合、当該非流動資産は売却目的保有とされる。当該資産（または資産グループ）は即座に売却することが可能でなければならず、かつ当該売却が今後12ヵ月以内に完了する可能性が非常に高くなければならない。

(後略)

< 訂正後 >

会計原則

非流動資産の売却が決定され、12ヵ月以内に売却する可能性が高い場合は、当該資産は貸借対照表の「売却目的で保有する非流動資産」の勘定科目に独立して表示する。同資産に関連する負債も「売却目的で保有する非流動資産に関連する負債」の勘定科目に独立して表示する。

上記区分に分類された非流動資産は、減価償却 / 償却されなくなり、帳簿価額または公正価値から売却費用を控除した価額のいずれか低い方で測定される。金融商品は引続きIFRS第9号に従い測定される。

非流動資産（または資産グループ）の帳簿価額が売却取引により回収される場合、当該非流動資産は売却目的保有とされる。当該資産（または資産グループ）は即座に売却することが可能でなければならず、かつ当該売却が今後12ヵ月以内に完了する可能性が非常に高くなければならない。

(後略)

5.9 有形固定資産および無形資産

< 訂正前 >

会計原則

(前略)

事業用有形固定資産および無形資産のうちファイナンス・リースで調達されているものの会計処理は注記4.9に記載している。
オペレーティング・リースにより賃貸している設備(グループBPCEが賃手)は、貸借対照表の有形固定資産の項目に計上される。

<訂正後>

会計原則

(前略)

事業用有形固定資産および無形資産のうちファイナンス・リースで調達されているものの会計処理は注記12.2に記載している。
オペレーティング・リースにより賃貸している設備(グループBPCEが賃手)は、貸借対照表の有形固定資産の項目に計上される。

注記7 リスク・エクスポージャー

<訂正前>

資本管理および自己資本規制比率に関する情報は、「リスク管理」の項(訳者注:本書の第3の4「事業等のリスク」)に記載されている。

支払延滞の金融資産および財政難による条件緩和についての情報は、本国届出書類第3章「リスク管理」の「信用リスク」の項(訳者注:本書の第3の4「事業等のリスク」)に記載されている。

流動性リスクに関する情報(金融資産および負債ならびにコミットメントの約定満期日の到来状況)は、本国届出書類第3章「リスク管理」の「流動性、金利および為替リスク」の項(訳者注:本書の第3の4「事業等のリスク」)に記載されている。

<訂正後>

資本管理および自己資本規制比率に関する情報は、「リスク管理」の項(訳者注:本書の第3の2「事業等のリスク」)に記載されている。

支払延滞の金融資産および財政難による条件緩和についての情報は、本国届出書類第3章「リスク管理」の「信用リスク」の項(訳者注:本書の第3の2「事業等のリスク」)に記載されている。

流動性リスクに関する情報(金融資産および負債ならびにコミットメントの約定満期日の到来状況)は、本国届出書類第3章「リスク管理」の「流動性、金利および為替リスク」の項(訳者注:本書の第3の2「事業等のリスク」)に記載されている。

7.1 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

<訂正前>

(前略)

IFRS第7号により要求されるリスク管理に関する一定の開示はリスク管理報告書(訳者注:本書第3の4「事業等のリスク」)でも提供している。これらは以下を含む。

(後略)

<訂正後>

(前略)

IFRS第7号により要求されるリスク管理に関する一定の開示はリスク管理報告書(訳者注:本書第3の2「事業等のリスク」)でも提供している。これらは以下を含む。

(後略)

7.4 流動性リスク

<訂正前>

(前略)

IFRS第7号で要求されている流動性リスクの管理に関する開示は、本国届出書類第3章「リスク管理 - 流動性、金利および為替リスク」(訳者注:本書の第3の4「事業等のリスク」)に記載されている。

(前略)

IFRS第7号で要求されている流動性リスクの管理に関する開示は、本国届出書類第3章「リスク管理 - 流動性、金利および為替リスク」(訳者注:本書の第3の2「事業等のリスク」)に記載されている。

注記8 従業員給付および類似のもの

< 訂正前 >

会計原則

(前略)

当期費用に計上された確定給付制度費用に含まれるのは、当期勤務費用(当期中に受益者が獲得した権利に相当)、過去勤務費用(制度の変更または減額に伴う年金数理計算上の負債の再評価差額金)、純利息費用(制度資産から稼得される利息収益分について年金債務純額を割引前に戻して計算)および年金資産の減少による損失の影響である。

(後略)

< 訂正後 >

会計原則

(前略)

当期費用に計上された確定給付制度費用に含まれるのは、当期勤務費用(当期中に受益者が獲得した権利に相当)、過去勤務費用(制度の変更または減額に伴う年金数理計算上の負債の再評価差額金)、純利息費用(制度資産から稼得される利息収益分について年金債務純額を割引前に戻して計算)および制度の清算の影響である。

(後略)

注記9 保険業務

< 訂正前 >

(前略)

2017年11月3日に欧州委員会は、IFRS第4号の修正「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」を金融コングロマリットのための特定規定とともに採用し、2018年1月1日付で適用することとした。

金融コングロマリットであるグループBPCEは、IAS第39号を引き続き適用するという当該規定のグループBPCEの保険事業への適用を選択した。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

2017年11月3日に欧州委員会は、IFRS第4号の修正「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」を金融コングロマリットのための特定規定とともに採用し、2018年1月1日付で適用することとした。2018年11月14日に国際会計基準審議会は、IFRS第17号『保険契約』の実施を、一年延期し2022年1月1日に行うことを決定した。国際会計基準審議会は、IFRS第17号の適用に合わせ、保険会社に対するIFRS第9号の一時的な免除を一年間延期し、2022年1月1日までにすることも決定した。

金融コングロマリットであるグループBPCEは、IAS第39号を引き続き適用するという当該規定のグループBPCEの保険事業への適用を選択した。関係企業は、注記13.4「2018年12月31日現在の連結範囲」に記載されている。

(後略)

[次へ](#)

注記10 金融資産および負債の公正価値

< 訂正前 >

(前略)

次表は主要な観察不能のインプットと該当金融商品における価額の値域を示す。

金融商品の種類	レベル3の金融商品種類を構成する主要な商品タイプ	使用される評価技法	主要な観察不能なデータ	当該レベル3商品における観察不能データの価額の値域
(中略)				
信用デリバティブ	コーラブル・スプレッド・オプションおよびコリドー・コーラブル・スプレッド・オプション	複数イールド・カーブ因子の代 表モデル	平均回帰インプット	[0 % ; 30 %]
(後略)				

< 訂正後 >

(前略)

次表は主要な観察不能のインプットと該当金融商品における価額の値域を示す。

金融商品の種類	レベル3の金融商品種類を構成する主要な商品タイプ	使用される評価技法	主要な観察不能なデータ	当該レベル3商品における観察不能データの価額の値域
(中略)				
信用デリバティブ	コーラブル・スプレッド・オプションおよびコリドー・コーラブル・スプレッド・オプション	複数イールド・カーブ因子の代 表モデル	平均回帰スプレッド	[0 % ; 30 %]
(後略)				